

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行個）諮問第142号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行個）答申第207号）

事件名：特定月に特定師団司令部が特定学校に対して本人の異動の調整を行った文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月に陸上自衛隊特定師団司令部が陸上自衛隊特定学校に対して、開示請求者本人の異動の調整を行った文書及び特定師団司令部からの人事異動に対して特定学校が回答を行った文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月8日付け防人計第7634号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

特定年月日A、陸上自衛隊特定学校特定個人Aは、陸上自衛隊特定学校特定室にて、部下である陸上自衛隊特定学校特定個人Bを同席させ、審査請求人に対し、「特定専門学校受験を理由に審査請求人が依願退職することは陸幕（「陸上幕僚監部」の略。以下同じ。）に報告しており、実際に手続が進んでいる。この状況で、お前（審査請求人）に特定師団司令部から異動調整が来ている。何の理由で異動調整が来ているかは教えない。お前（審査請求人）の意志を聞かせろ」と審査請求人に問い詰めた。審査請求人が「私が在職してお役に立つのであれば特定師団への異動を希望しません」と回答すると、特定個人A、特定個人Bは口を揃えて「お前（審査請求人）の退職については陸幕に報告済みであり退職の手続をここまで進めて来たのに、俺たちのこれまでの努力をどうしてくれるんだ」と叫んだ。

翌日、特定年月日Bより特定個人Bは陸幕に対する、審査請求人の依願退職取下げの報告文書を作成すると称して、審査請求人に自宅より特定専門学校を受験した受験票を持参させ、コピーを取らせる等の書類作成の手伝いをさせた。陸幕への報告文書については審査請求人自身が自ら目にし

ている。審査請求人の依願退職取消しの理由が特定師団への異動であるからには、審査請求人の異動調整について特定師団司令部と特定学校のやり取りが全て口頭で行われたとは考えにくい。何らかの記録又は文書が存在し何らかの形で保管されているはずであり、不開示決定の取消しを求める異議を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかつたため、法18条2項の規定に基づき、平成28年4月8日付け防人計第7634号により、原処分を行った。本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 審査請求の主張について

審査請求人は、自身の上司との自身の身上に関するやり取りを述べた上で、「異動調整について特定師団司令部と特定学校のやり取りが全て口頭で行われたとは考えにくい。何らかの記録又は文書が存在し何らかの形で保管されているはずである」と主張するが、審査請求人の異動に関する特定師団司令部と特定学校の間でのやり取りは全て担当者間における口頭の調整のみであり、当該調整に関する書類は作成しておらず、また、それに関する記録も確認できなかったことから、原処分を行ったものである。

よって、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月30日 | 審議 |
| ④ 同年2月23日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月に陸上自衛隊特定師団（以下「特定師団」という。）司令部が陸上自衛隊特定学校（以下「特定学校」という。）に対して、開示請求者本人の異動の調整を行った文書及び特定師団司令部からの人事異動に対して特定学校が回答を行った文書」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、

原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 審査請求人は、特定年月当時、特定学校で勤務していた自衛隊員であり、審査請求人の異動に関して、特定師団司令部と特定学校との間でやり取りが行われた。

イ 上記アのやり取りは、審査請求人の異動の可否等について事実確認を行うために担当者間で口頭での調整が行われただけであり、当該調整に関する文書は作成しておらず、審査請求人の特定師団への異動も行われなかった。

ウ なお、陸上自衛隊における人事異動の調整に当たっては、あらかじめ上記イのような担当者間の口頭による調整等を行い、その後、人事異動案の具体化に伴い、文書による調整に移行することが一般的である。

エ また、審査請求人は、審査請求人の依願退職取消しの理由が特定師団への異動である旨主張しているが、そもそも、特定年月時点において、審査請求人から依願退職の申出は行われておらず、したがって、当該申出が撤回された事実もない。

(2) そこで検討するに、上記(1)ウの陸上自衛隊における一般的な異動調整の手順についての諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、かつ、実際に審査請求人の特定師団への異動が行われたとは認められないことからすると、特定師団司令部と特定学校の間で行われた審査請求人の異動調整に関するやり取りは、口頭での調整が行われただけであり、当該調整に関する文書は作成していないとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

(3) また、本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受け、特定師団司令部及び特定学校において書庫、執務室内及びパソコン上のファイルの探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできず、本件審査請求を受けて念のため改めて行った探索においても、その存在を確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はない。

(4) したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報が記録されている行政文書は保有していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史